

「光市・大和町 新市建設計画」について

- ・計画の基本的事項
- ・計画の策定までの経緯と現状
- ・合併特例債の借入れについて

●計画の基本的事項

(1)計画の趣旨

合併後における新市の建設を総合的かつ効果的に推進するための基本方針とすることにより、具体的な施策を推進し、新市の速やかな一体化や地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

(2)計画の構成

- 第 1 章 序論
合併や計画策定の背景、計画の趣旨・構成・期間
- 第 2 章 新市の概況
位置と地勢、人口・世帯数など
- 第 3 章 住民意向 ～「住民アンケート調査」結果より～
まちの現状についての満足度、重点的に進めるべき施策 等
- 第 4 章 新しいまちの特性とまちづくりの課題
新しいまちの特性、課題
- 第 5 章 主要指標
人口
- 第 6 章 新しいまちづくりの基本方針
新市の基本理念、将来像、まちづくりの方向性
- 第 7 章 新しいまちの施策
- 第 8 章 新しいまちづくりを進めるために
「自然と歴史的資源を活用した潤いのまちづくり」など、テーマごとの施策や事業の説明、紹介
- 第 9 章 地域別整備方針
新市における4地域ごとの整備方針やまちづくりの方向性
- 第 10 章 公共的施設の適正配置と整備
新市における公共施設等の整備方針
- 第 11 章 財政計画
新市誕生後10年の財政見込み

(3)計画期間

平成16年度から平成26年度までの約10年間

(4)財政的支援措置

計画掲載事業に対して合併特例債の借入れが可能とされています。

(5)策定主体

光市・大和町合併協議会（平成16年10月3日 解散）

・協議会の構成

- ① 両市町の長及び助役
- ② 両市町の議会の議長及び副議長
- ③ 両市町の議会が選出する議員各3名
- ④ 両市町の長が協議して定めた学識経験を有する者14名以内

●計画の策定までの経緯と現状

(1) 策定までの経緯

合併に関する様々な協議を行った「光市・大和町合併協議会」や、計画に住民の意見や要望等を反映させるための「光市・大和町新市建設計画策定協議会」での協議をはじめ、アンケートや住民説明会を開催しながら、平成16年4月12日に制定されました。

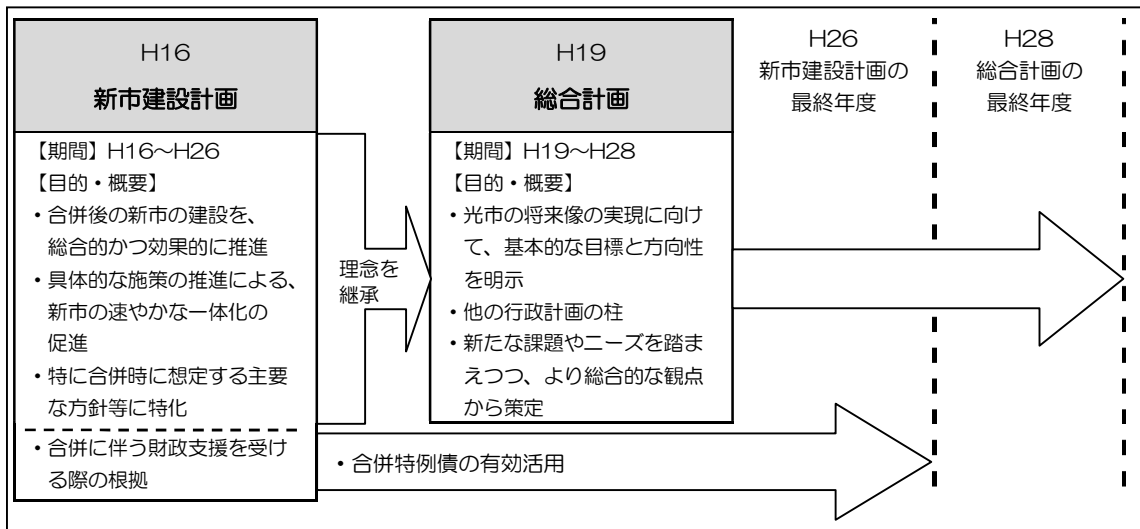
取組事項	時期	備考
光市・大和町 合併協議会	平成15年3月26日～ 平成16年9月28日 (19回開催)	合併に関する協議の実施や、合併についての様々な情報提供を行う法定協議会
光市・大和町 新市建設計画策定協議会 (HITOまち協議会)	平成15年7月1日～ 平成16年1月14日 (4回開催)	計画に住民の意見や要望等を反映させるための検討
まちづくり 住民アンケート	平成15年 6月11日～25日まで	計画を策定するにあたり、住民の意見や要望を聞き、新しいまちづくりに反映させるために実施 (対象-旧光市 2,500 大和町 500、回答率 46.2%)
住民説明会	平成15年10,11月 (8会場で開催)	計画の中間報告を実施

(2) 現状

合併後のまちづくりについては、本計画に基づき、新市の均衡ある発展と速やかな一体性を図るための展開をしてまいりました。

その一方、当時の地方自治法には、市町村が事務を進めていくために、基本構想の策定が義務付けられておりましたので、新市建設計画の基本的な方向性や理念を継承した上で、平成19年に、より総合的な観点から「光市基本構想」を策定いたしました。

このことから、現在は、この基本構想や総合計画に基づいて計画的なまちづくりを進めており、新市建設計画は、主に「合併特例債を活用するための根拠」としての役割を担っています。



●合併特例債の借入れについて

(1)「合併特例債」とは

合併市町村が新市建設計画に基づいて行う一定の事業や基金造成に要する経費に充当できる地方債(借金)のことですが、借入額の7割が地方交付税の対象経費に算入されるなど、他の地方債と比べて大変有利なものです。

※合併特例債の詳細につきましては、次ページをご参照ください。

(2)現在における借入状況と、計画改定に伴う今後の借入見込み

合併特例債の借入区分	H16~H26 【見込額】 (単位：百万)	H27~H31 【見込額】 (単位：百万)	計 【見込額】 (単位：百万)
・「一体性の確立」「均衡ある発展」による公共的施設の整備	1,705	861	2,566
・「総合的かつ効果的な推進」による公共的施設の統合整備	1,261	141	1,403
・「住民の連帯の強化」「地域振興等」のための基金の積立て	1,362	0	1,362
・上・下水道事業及び病院事業への一般会計からの出資及び補助	376	1,938	2,315
合 計	4,705 (47億450万円)	2,940 (29億4,050万円)	7,645 (76億4,500万円)

(※光市の合併特例債借入可能額 122億5,790万円)

【参考】

●合併特例債について

(1) 合併特例債とは・・・

起債対象事業費の95%を充当することができ、そのうち、元利償還金の70%が後年度における普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債

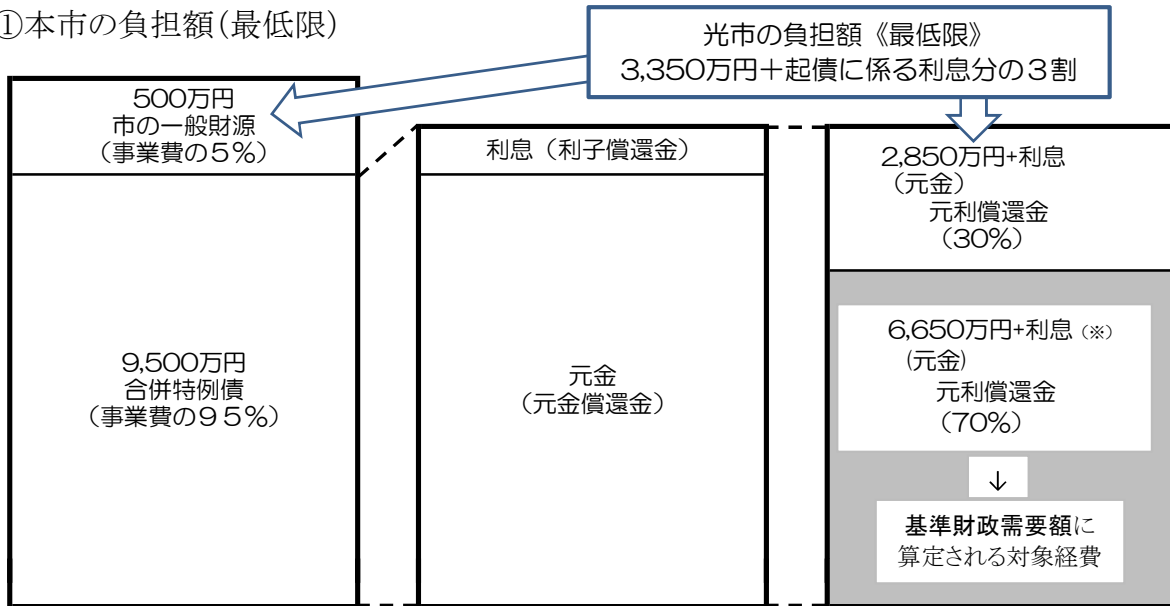
↳ 《参考》道路整備などに活用する地方債「公共事業等」
 充当率90%、基準財政需要額への算入率22%

(2) 合併特例債の借入れのイメージ例

例えば、合併特例債を活用して総額1億円の事業を実施する場合

本市の負担額(最低限)や、普通交付税への算入イメージは次の図のとおりです。

①本市の負担額(最低限)



②各年度における普通交付税への算入イメージ

《仮定》

①の基準財政需要額の算定経費を、7,000万円《元金6,650万円、利息(※)350万円》とし、10年間で償還する場合と仮定する。

また、単年度における基準財政需要額の算定経費についても、700万円《7,000万円÷10年間》と設定する。

